

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 5 月 19 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国 民 年 金 関 係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501059 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1600009 号

第1 結論

請求期間のうち、昭和 49 年 4 月から同年 6 月までの期間及び昭和 54 年 4 月から同年 6 月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 昭和 42 年 10 月から昭和 46 年 12 月まで
② 昭和 49 年 4 月から同年 6 月まで
③ 昭和 54 年 4 月から同年 6 月まで
④ 昭和 54 年 10 月から同年 12 月まで
⑤ 昭和 60 年 1 月から昭和 61 年 3 月まで
⑥ 昭和 61 年 5 月から昭和 62 年 6 月まで
⑦ 昭和 63 年 1 月から平成元年 3 月まで
⑧ 平成 5 年 5 月から同年 8 月まで
⑨ 平成 6 年 1 月から同年 3 月まで

請求期間の国民年金保険料が未納の記録となっていることが分かった。

請求期間の国民年金保険料は納付しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②については、請求者が所持する請求期間②直前の昭和 48 年 10 月から昭和 49 年 3 月までの期間に係る領収書によれば、請求者は、請求期間②の国民年金保険料額に相当する額である 2,700 円を重複して納付していることが確認できる。

また、請求者に係る国民年金被保険者台帳の昭和 48 年度及び昭和 49 年度の摘要欄には、前述の重複して納付した国民年金保険料を、請求期間②に係る保険料に変更した旨の記載が確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

請求期間③については、請求者が所持する領収書によると、請求期間③直後の昭和 54 年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料を昭和 54 年 8 月 10 日に A 市の出張所で納付し、同日に請求期間③直前の昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を A 市の郵便局で過年度納付している上、同日に昭和 53 年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料も併せて A 市の郵便局で過年度納付していることから、請求者は昭和 54 年 8 月 10 日に A 市の出張所で保険料を現年度納付する際、過去の未納期間の保険料についても納付するつもりでいたと考えられることから、同日において請求期間③の保険料を納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間①及び請求期間④から⑨までについては、請求期間②及び③のような国民年金保険料を納付したことを示す関連資料はなく、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び請求期間④から⑨までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501048 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600035 号

第1 結論

請求者のA社における平成 23 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 23 年 7 月及び同年 8 月の標準報酬月額については、15 万円から 17 万円とする。

平成 23 年 7 月及び同年 8 月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 23 年 7 月及び同年 8 月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 35 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 23 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 平成 24 年 9 月 1 日から平成 26 年 10 月 7 日まで

A社に勤務していた請求期間①並びにC社及びA社に勤務していた請求期間②に係る標準報酬月額は、基本給のみを基に決定されているので、歩合給（外交員報酬）を含んだ額に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者が保有するA社に係る給与支給明細書により、請求者が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（15 万円）を超える報酬月額（17 万円）の支払を受け、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（13,649 円）を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、請求者の平成 23 年 7 月及び同年 8 月に係る標準報酬月額については、上記給与支給明細書で確認できる保険料控除額から、17 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求者が保有する給与支給明細書によると、平成 23 年 5 月支給（平成 23 年 4 月分）

の給与から基本給が 15 万円から 17 万円に昇給している上、同年 5 月を基準月とする 3 か月間の支払基礎日数はいずれの月においても 17 日以上あることが確認できるものの、A 社を担当する社会保険労務士は、上記昇給に伴う厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を年金事務所に提出していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間①に係る厚生年金保険料について、訂正後の標準報酬月額に基づく納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②のうち、平成 24 年 9 月 1 日から平成 25 年 6 月 1 日までの期間について、請求者が保有する C 社に係る平成 24 年 9 月分から平成 25 年 4 月分の給与支給明細書及び「平成 25 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 B」により、請求者が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（17 万円）と同額の報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（14,251 円）を事業主により給与から控除されていたことが確認又は推認できることから、当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

請求期間②のうち、平成 25 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間について、請求者が保有する A 社に係る同年 6 月分の給与支給明細書により、請求者が、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額（17 万円）と同額の報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（14,251 円）を事業主により給与から控除されていたことが確認できることから、当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

請求期間②のうち、平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 10 月 7 日までの期間について、本件請求日においては保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるところ、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、基本給のみを基に決定されており、歩合給（外交員報酬）が含まれていないとして訂正請求している。

しかしながら、請求者は、平成 23 年 3 月 16 日付で A 社と交わした確認書において、応募要項及び外交員規定でいう「歩合」とは、外交員としての報酬であり、個人事業としての収入であることから、給与には該当せず、外交員報酬については、事業所得として所得税の確定申告が必要であること、年間 1 千万円以上の外交員報酬を受けた場合には消費税の納税義務が発生すること及び社会保険料の計算の基礎には該当しないことを確認していることが認められる。また、日本年金機構は、営業外交員就業規則において、労務管理について規定されているものの、上記確認事項に加え、営業外交員給与規程第 23 条及び請求者が保有する販売契約内訳書の内容から、営業外交員の実態は個人事業主に相当するものであり、外交員報酬については厚生年金保険法上の報酬には該当しないと回答しており、請求期間②のうち、平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 10 月 7 日までの期間については、請求者から提出された給与支給明細書等により、当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる報酬月額に基づき算定した標準報酬月額とオンライン記録により確認できる標準報酬月額が同額であることから、当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501733 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1600010 号

第1 結論

昭和 36 年 7 月から昭和 42 年 7 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 12 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 36 年 7 月から昭和 42 年 7 月まで

私は、国民年金に加入していないことが気になっていたが、生活が安定した昭和 50 年頃に市役所職員が自宅を訪れたので国民年金の加入手続を行い、その職員に言われるままに約 3 万 8,000 円の国民年金保険料を納付した。その後、再びその職員が自宅を訪れ、不足分があると言われたので、同様の額の国民年金保険料を納付した。私としては、この 2 回の納付によって、昭和 36 年 4 月から加入手続を行った昭和 50 年頃までの全期間の国民年金保険料を納付したと思っていたのに、そのうちの一部である請求期間は未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により昭和 50 年 9 月 30 日に払い出されたことが確認できることから、請求者はこの頃に国民年金の加入手続を行ったと考えられるところ、当時は、第 2 回特例納付が実施されていたが、請求者が所持する年金手帳、A 市の被保険者名簿及び日本年金機構が保有する特殊台帳から、請求者が加入手続を行った当時、請求者の国民年金被保険者の資格取得日は、昭和 42 年 8 月 1 日とされていたことが確認でき、平成 10 年 1 月 13 日に記録整備されるまでは、請求期間を含む昭和 36 年 4 月から昭和 42 年 7 月までの期間は、国民年金の未加入期間とされていたことがオンラインで確認できることから、制度上、請求期間は国民年金保険料を納付することができない期間であった。

また、請求者は、約 3 万 8,000 円を 2 回、合計約 7 万 6,000 円の国民年金保険料を遡って納付したことにより、請求期間を含む昭和 36 年 4 月から加入手続を行った昭和 50 年頃までの国民年金保険料を全て納付したはずだと主張しているが、この期間の国民年金保険料を第 2 回特例納付、過年度納付及び現年度納付により納付した場合の金額は、請求者が主張する保険料額と符合しない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501692 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1600011 号

第1 結論

昭和 52 年＊月から昭和 55 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 32 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 52 年＊月から昭和 55 年 3 月まで

年金事務所では、昭和 55 年 2 月頃に国民年金に加入していると説明されたが、20 歳の頃から国民年金保険料を納めていた可能性があるので調査をしてほしい。

また、昭和 55 年 2 月頃に国民年金に加入しているのであれば、必ずその月から国民年金保険料を納付しているはずである。加入後の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、当該記号番号の前後の任意加入者に係る資格取得日及び A 市国民年金被保険者索引票から昭和 55 年 2 月頃に払い出されたと考えられるところ、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、別の記号番号を確認することはできず、請求者は国民年金の加入手続を昭和 55 年 2 月頃に行ったと考えられることから、請求者が 20 歳となった昭和 52 年＊月頃に加入手続を行い、20 歳の頃から保険料を納付していた事情はうかがえない。

また、請求者は、昭和 55 年 2 月頃に国民年金に加入しているのであれば、必ずその月から夫婦二人の保険料を納付しているはずであると主張しているが、昭和 55 年 2 月頃に請求者と連番で記号番号が払い出されている請求者の妻も請求者と同様に国民年金保険料は未納となっている。

そのほか、請求者が、請求期間に国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1501688 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1600036 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 53 年 10 月 1 日から昭和 55 年 10 月 1 日まで

厚生年金基金からのお知らせにより、A社で勤務した請求期間のうち、昭和 53 年 10 月 1 日から昭和 54 年 10 月 1 日の標準報酬月額に係る記録が、国と厚生年金基金で相違していることを知った。請求期間の全てに係る標準報酬月額が実際の報酬月額より低く記録されているので国との記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の全てに係る標準報酬月額が実際の報酬月額より低く記録されていると主張しているところ、A社における請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、24 万円と記録されており、同社が加入する厚生年金基金から提出された「異動記録マスター+賞与異動記録マスター一覧」では、昭和 53 年 10 月 1 日から昭和 54 年 10 月 1 日までは 26 万円、昭和 54 年 10 月 1 日から昭和 55 年 10 月 1 日までは 24 万円と記録されていることが確認できる。

しかしながら、B社は、請求者の請求期間に係る届出、保険料控除及び納付については、資料等を保管していないため不明と回答している上、複数の従業員が請求期間に社会保険の事務担当者であったとして名前を挙げる者は、既に死亡していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の届出等について照会を行うことができない。

また、請求者は、請求期間に係る給与明細書を保有していない上、A社において、請求期間当時に被保険者であった従業員に照会を行ったが、請求者に係る請求期間当時の具体的な保険料控除について確認することができなかった。

さらに、請求者のA社に係る事業所別被保険者名簿における標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、遡って標準報酬月額の記録が訂正されているなど不自然な点は認められない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。